

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年5月31日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、
アールン通り 287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 後藤 直之

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ・ケイマン・トラスト -
グローバルC BエマージングPLUS
(Kokusai Cayman Trust - Global CB Emerging PLUS)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス受益証券：
10億アメリカ合衆国ドル(約1,165億円)を上限とする。
豪ドルクラス受益証券：
10億オーストラリア・ドル(約844億円)を上限とする。
円クラス(ヘッジあり)受益証券：
1,000億円を上限とする。
円クラス(ヘッジなし)受益証券：
1,000億円を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリ
ア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成28年
12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲
値(1米ドル=116.49円および1豪ドル=84.36円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成29年２月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いていますので、訂正前の換算レートとは異なっています。

２【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容＊と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第15 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第31 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第11 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項		(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

１ ファンドの運用状況

コクサイ・ケイマン・トラスト - グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ（Kokusai Cayman Trust - Global CB Emerging PLUS）（以下「サブ・ファンド」といい、コクサイ・ケイマン・トラスト（Kokusai Cayman Trust）を「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別及び地域別の投資状況

（平成29年３月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	11,894,224.58	97.16
現金・その他の資産（負債控除後）		347,108.59	2.84
合計（純資産価額）		12,241,333.17 (約1,373百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成29年３月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝112.19円および１豪ドル＝85.84円）による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示は、別段の記載がない限り、これによるものとする。

（注３）ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、米ドルクラス受益証券は米ドル建、豪ドルクラス受益証券は豪ドル建、円クラス（ヘッジあり）受益証券および円クラス（ヘッジなし）受益証券は円建であるため、以下の金額表示は、別段の記載がない限り、米ドル、豪ドルまたは円をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（ ）投資有価証券の主要銘柄

（平成29年３月末日現在）

順位	銘柄名	国・地域名	種類	数量（口）	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1.	Kokusai Trust 2 - Global Convertible Bond Emerging PLUS Fund GCBF Non-hedged Class	ケイマン諸島	投資信託	1,193,360,547.45	0.010175	12,141,975.65	0.009967	11,894,224.58	97.16

< 参考情報 >

コクサイ・トラスト２－グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンド　ＧＣＢＥＦノン・ヘッジクラス（以下「投資先ファンド」という。）の組入上位銘柄

（平成29年３月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	種類	利率（％）	償還日	投資比率（％）
1.	MNV ZRT /EUR/ REGD REG S SER RICH CONVERTIBLE	ハンガリー	社債	3.375	2019/ 4 / 2	3.47
2.	KINGSOFT CORP LTD /HKD/ REGD REG S CONVERTIBLE	ケイマン諸島	社債	3.000	2018/ 7 /23	2.84
3.	DP WORLD LTD REGD REG S P/P CONVERTIBLE	アラブ首長国連邦	社債	1.750	2024/ 6 /19	2.76
4.	AABAR INVESTMENTS PJSC /EUR/ REGD REG S EMTN SER UCG CONVERTIBLE	アラブ首長国連邦	社債	1.000	2022/ 3 /27	2.70
5.	CAPITALAND LTD /SGD/ REGD REG S CONVERTIBLE	シンガポール	社債	1.850	2020/ 6 /19	2.34
6.	SIEMENS FINANCIERINGSMAT REGD REG S SER . CONVERTIBLE	オランダ	社債	1.650	2019/ 8 /16	2.15
7.	BNP PARIBAS ARBITRAGE REGD ZCP REG S EMTN SER PEP CONVERTIBLE	オランダ	社債	0.000	2017/ 5 /30	2.05
8.	CROTONA ASSET LTD REGD REG S CONVERTIBLE	英領ヴァージン諸島	社債	4.000	2019/ 4 /14	2.02
9.	BAOSTEEL HONG KONG INVES REGD ZCP REG S CONVERTIBLE	香港	社債	0.000	2018/12/ 1	2.00
10.	BRAIT SE /GBP/ REGD REG S SER BAT CONVERTIBLE	マルタ	社債	2.750	2020/ 9 /18	1.98

（注）投資比率とは、投資先ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（ ）投資不動産物件

該当事項なし（平成29年３月末日現在）。

（ ）その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（平成29年３月末日現在）。

(２) 運用実績

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

純資産の推移

平成29年３月末日前１年間に於ける各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成28年４月末日	4,142,192.47	464,712,573	116.64	13,086
５月末日	4,068,185.72	456,409,756	116.05	13,020
６月末日	4,015,468.03	450,495,358	115.19	12,923
７月末日	4,042,249.93	453,500,020	118.06	13,245
８月末日	4,069,259.40	456,530,212	118.85	13,334
９月末日	4,014,476.69	450,384,140	120.51	13,520
10月末日	3,923,329.88	440,158,379	118.41	13,284
11月末日	3,691,984.45	414,203,735	117.12	13,140
12月末日	3,565,377.35	399,999,685	118.02	13,241
平成29年１月末日	3,582,157.63	401,882,265	120.38	13,505
２月末日	3,598,375.64	403,701,763	122.36	13,728
３月末日	3,640,556.60	408,434,045	124.22	13,936

(注) 上記「純資産価額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産価額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

< 参考情報 >

純資産価額および１口当たり純資産価格の推移

（平成23年１月12日～平成29年３月末日）



（注）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている１口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

< 豪ドルクラス >

	純資産価額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成28年４月末日	1,512,409.75	129,825,253	151.99	13,047
５月末日	1,570,152.97	134,781,931	159.58	13,698
６月末日	1,510,308.76	129,644,904	153.50	13,176
７月末日	1,500,889.10	128,836,320	154.43	13,256
８月末日	1,527,805.05	131,146,785	157.20	13,494
９月末日	1,521,199.71	130,579,783	156.52	13,436
10月末日	1,503,875.36	129,092,661	154.74	13,283
11月末日	1,532,293.79	131,532,099	157.66	13,534
12月末日	1,524,765.42	130,885,864	162.57	13,955
平成29年１月末日	1,409,897.38	121,025,591	157.81	13,546
２月末日	1,417,670.45	121,692,831	158.68	13,621
３月末日	1,444,268.83	123,976,036	161.66	13,877

< 参考情報 >

純資産価額および１口当たり純資産価格の推移

（平成23年１月12日～平成29年３月末日）



< 円クラス（ヘッジあり） >

	純資産価額	１口当たり純資産価格
	円	円
平成28年４月末日	567,136,424	11,929
５月末日	546,362,973	11,919
６月末日	530,189,841	11,846
７月末日	534,161,479	12,111
８月末日	533,928,788	12,188
９月末日	507,158,744	12,326
10月末日	475,920,421	12,165
11月末日	469,541,542	12,126
12月末日	469,735,834	12,225
平成29年１月末日	468,673,821	12,381
２月末日	466,252,302	12,635
３月末日	471,847,824	12,786

< 参考情報 >

純資産価額および１口当たり純資産価格の推移

（平成23年１月12日～平成29年３月末日）



< 円クラス（ヘッジなし） >

	純資産価額	１口当たり純資産価格
	円	円
平成28年４月末日	874,304,122	15,138
５月末日	856,484,053	15,444
６月末日	784,405,563	14,295
７月末日	794,526,650	14,480
８月末日	798,037,521	14,781
９月末日	792,333,721	14,689
10月末日	797,168,529	14,927
11月末日	854,525,663	16,106
12月末日	675,503,060	16,574
平成29年１月末日	362,239,981	16,348
２月末日	363,904,583	16,535
３月末日	362,832,737	16,635

< 参考情報 >

純資産価額および１口当たり純資産価格の推移

（平成23年１月12日～平成29年３月末日）



分配の推移

平成29年3月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	米ドル	円
平成28年7月	0.10	11
平成29年1月	0.10	11

<参考情報>

米ドルクラス

(単位:米ドル、1口当たり、課税前)

	金額
第1会計年度(2011年1月12日～2011年8月末日)	0.10
第2会計年度(2011年9月1日～2012年8月末日)	0.20
第3会計年度(2012年9月1日～2013年8月末日)	0.20
第4会計年度(2013年9月1日～2014年8月末日)	0.20
第5会計年度(2014年9月1日～2015年8月末日)	0.20
第6会計年度(2015年9月1日～2016年8月末日)	0.20
2015年1月	0.10
2015年7月	0.10
2016年1月	0.10
2016年7月	0.10
2017年1月	0.10
設定来累計	1.20

(注) 設定来累計とは、運用開始日である平成23年1月12日から平成29年3月末日までの期間における1口当たりの課税前分配額の累計額である。以下同じ。

<豪ドルクラス>

	豪ドル	円
平成28年7月	0.10	9
平成29年1月	0.10	9

<参考情報>

豪ドルクラス

(単位:豪ドル、1口当たり、課税前)

	金額
第1会計年度(2011年1月12日～2011年8月末日)	0.10
第2会計年度(2011年9月1日～2012年8月末日)	0.20
第3会計年度(2012年9月1日～2013年8月末日)	0.20
第4会計年度(2013年9月1日～2014年8月末日)	0.20
第5会計年度(2014年9月1日～2015年8月末日)	0.20
第6会計年度(2015年9月1日～2016年8月末日)	0.20
2015年1月	0.10
2015年7月	0.10
2016年1月	0.10
2016年7月	0.10
2017年1月	0.10
設定来累計	1.20

<円クラス(ヘッジあり)>

	円
平成28年7月	10
平成29年1月	0

< 参考情報 >

円クラス(ヘッジあり)

(単位:円、1口当たり、課税前)

	金額
第1会計年度(2011年1月12日～2011年8月末日)	10
第2会計年度(2011年9月1日～2012年8月末日)	20
第3会計年度(2012年9月1日～2013年8月末日)	20
第4会計年度(2013年9月1日～2014年8月末日)	20
第5会計年度(2014年9月1日～2015年8月末日)	20
第6会計年度(2015年9月1日～2016年8月末日)	20
2015年1月	10
2015年7月	10
2016年1月	10
2016年7月	10
2017年1月	0
設定来累計	110

< 円クラス(ヘッジなし) >

	円
平成28年7月	10
平成29年1月	10

< 参考情報 >

円クラス(ヘッジなし)

(単位:円、1口当たり、課税前)

	金額
第1会計年度(2011年1月12日～2011年8月末日)	10
第2会計年度(2011年9月1日～2012年8月末日)	20
第3会計年度(2012年9月1日～2013年8月末日)	20
第4会計年度(2013年9月1日～2014年8月末日)	20
第5会計年度(2014年9月1日～2015年8月末日)	20
第6会計年度(2015年9月1日～2016年8月末日)	20
2015年1月	10
2015年7月	10
2016年1月	10
2016年7月	10
2017年1月	10
設定来累計	120

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

	収益率（注）
平成28年４月１日～平成29年３月末日	7.91%

<豪ドルクラス>

	収益率（注）
平成28年４月１日～平成29年３月末日	8.27%

<円クラス（ヘッジあり）>

	収益率（注）
平成28年４月１日～平成29年３月末日	8.49%

<円クラス（ヘッジなし）>

	収益率（注）
平成28年４月１日～平成29年３月末日	6.82%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝平成29年３月末日現在の１口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b＝平成28年３月末日現在の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

<参考情報>

年間収益率の推移



（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

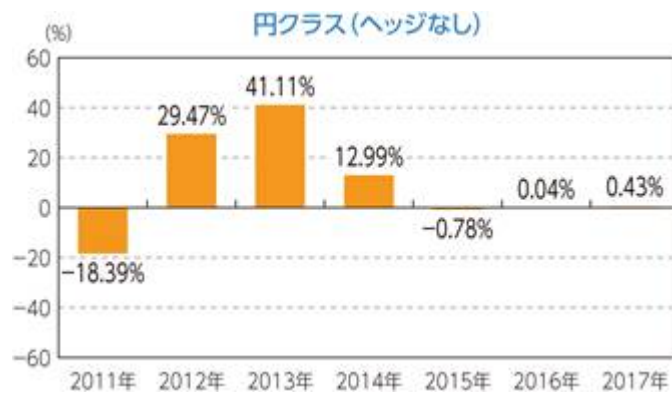
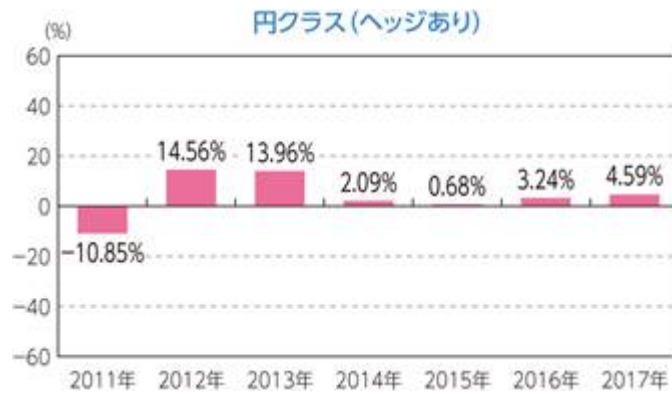
a＝各暦年末現在の課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格

b＝当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格（ただし、2011年については当初発行価格（米ドルクラス受益証券は１口当たり100米ドル、豪ドルクラス受益証券は１口当たり100豪ドル、円クラス（ヘッジあり）受益証券および円クラス（ヘッジなし）受益証券は１口当たり10,000円））

以下、本「<参考情報>」において同じ。

（注２）2011年については、１月12日（運用開始日）から12月末日までの収益率を記載しており、2017年については、１月１日から３月末日までの収益率を記載している。以下、本「<参考情報>」において同じ。

（注３）サブ・ファンドおよび各クラスにベンチマークはない。



２ 販売及び買戻しの実績

平成29年３月末日前１年間における販売および買戻しの実績、ならびに平成29年３月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドルクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0 (0)	6,730 (6,730)	29,307 (29,307)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

<豪ドルクラス>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0 (0)	1,017 (1,017)	8,934 (8,934)

<円クラス（ヘッジあり）>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0 (0)	10,788 (10,788)	36,903 (36,903)

<円クラス（ヘッジなし）>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
0 (0)	36,045 (36,045)	21,811 (21,811)

[次へ](#)

３ ファンドの経理状況

- a．サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成５年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第76条第４項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）で表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成29年３月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝112.19円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

（１）資産及び負債の状況

コクサイ・ケイマン・トラスト -
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

資産負債計算書

2017年２月28日現在

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資（原価：12,077,585米ドル）	11,713,672	1,314,157
現金	372,360	41,775
外国通貨（原価：624米ドル）	631	71
外国為替予約取引に係る未実現評価益	17,191	1,929
未収金：		
決済済外国為替予約取引	85,146	9,553
その他の資産	100	11
資産合計	12,189,100	1,367,495
負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	1,489	167
未払金：		
未払投資顧問報酬	41,625	4,670
未払専門家報酬	34,868	3,912
未払販売報酬	27,593	3,096
未払保管報酬	3,046	342
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	2,948	331
未払受託報酬	1,044	117
未払代行協会員報酬	1,017	114
未払管理報酬	813	91
負債合計	114,443	12,839
純資産	12,074,657	1,354,656
純資産		
豪ドルクラス	1,086,928	121,942
円クラス（ヘッジあり）	4,150,183	465,609
円クラス（ヘッジなし）	3,239,170	363,402
米ドルクラス	3,598,376	403,702
	12,074,657	1,354,656
発行済受益証券口数		
豪ドルクラス	8,934	□
円クラス（ヘッジあり）	36,903	□
円クラス（ヘッジなし）	22,008	□
米ドルクラス	29,407	□

受益証券１口当たり純資産価格	米ドル	円
豪ドルクラス	121.66	13,649
円クラス（ヘッジあり）	112.46	12,617
円クラス（ヘッジなし）	147.18	16,512
米ドルクラス	122.36	13,728

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト -
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

損益計算書

2017年２月28日までの６か月間

投資収益	米ドル	千円
投資先ファンドからの分配収益	3,809	427
投資収益合計	3,809	427
費用		
販売報酬	62,289	6,988
投資顧問報酬	29,964	3,362
登録手数料	27,204	3,052
専門家報酬	20,988	2,355
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	18,232	2,045
保管報酬	10,290	1,154
代行協会員報酬	3,943	442
受託報酬	3,681	413
管理報酬	3,154	354
費用合計	179,745	20,166
投資純損失	(175,936)	(19,738)
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
投資先ファンドへの投資の売却	(263,976)	(29,615)
投資先ファンドからの実現利益分配	440,320	49,400
外国通貨取引および外国為替予約取引	(472,474)	(53,007)
実現純損失	(296,130)	(33,223)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
投資先ファンドへの投資	354,315	39,751
外国通貨換算および外国為替予約取引	150,593	16,895
未実現純評価益の純変動	504,908	56,646
実現および未実現純利益	208,778	23,423
運用による純資産の純増加	32,842	3,685

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
純資産変動計算書
2017年２月28日までの６か月間

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加（減少）		
投資純損失	(175,936)	(19,738)
実現純損失	(296,130)	(33,223)
未実現評価益の純変動	504,908	56,646
運用による純資産の純増加	32,842	3,685
受益者への分配	(7,317)	(821)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(6,047,251)	(678,441)
純資産の純減少	(6,021,726)	(675,577)
純資産		
期首	18,096,383	2,030,233
期間末	12,074,657	1,354,656

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
純資産変動計算書（続き）
2017年２月28日までの６か月間

	豪ドルクラス		円クラス（ヘッジあり）	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
買戻し	(785)	口	(6,903)	口
受益証券口数の純変動	(785)	口	(6,903)	口
金額				
買戻し	(92,769)	米ドル	(10,408)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純（減少）	(92,769)	米ドル	(10,408)	千円
	円クラス（ヘッジなし）		米ドルクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
買戻し	(31,983)	口	(4,832)	口
受益証券口数の純変動	(31,983)	口	(4,832)	口
金額				
買戻し	(4,582,916)	米ドル	(514,157)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引 による純（減少）	(4,582,916)	米ドル	(514,157)	千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)
財務ハイライト
2017年２月28日までの６か月間

受益証券１口当たりデータ（選択的）

	豪ドルクラス		円クラス（ヘッジあり）	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首１口当たり純資産価格	118.18	13,259	117.84	13,220
投資純損失 [±]	(1.33)	(149)	(1.24)	(139)
投資による実現および未実現純利益（損失）	4.89	549	(4.14)	(464)
投資運用による利益（損失）合計	3.56	399	(5.38)	(604)
受益者への分配	(0.08)	(9)	-	-
期間末１口当たり純資産価格	121.66	13,649	112.46	12,617
トータル・リターン [*]	3.01 %		(4.57) %	
期間末純資産価額	1,086,928	121,942,452	4,150,183	465,609,031
平均純資産に対する費用の比率	1.85 %		1.83 %	
平均純資産に対する投資損失の比率	(1.80) %		(1.78) %	

	円クラス（ヘッジなし）		米ドルクラス	
	米ドル	日本円	米ドル	日本円
期首１口当たり純資産価格	142.90	16,032	118.88	13,337
投資純損失 [±]	(1.55)	(174)	(1.33)	(149)
投資による実現および未実現純利益（損失）	5.92	664	4.91	551
投資運用による利益（損失）合計	4.37	490	3.58	402
受益者への分配	(0.09)	(10)	(0.10)	(11)
期間末１口当たり純資産価格	147.18	16,512	122.36	13,728
トータル・リターン [*]	3.06 %		3.01 %	
期間末純資産価額	3,239,170	363,402,482	3,598,376	403,701,803
平均純資産に対する費用の比率	1.79 %		1.84 %	
平均純資産に対する投資損失の比率	(1.74) %		(1.79) %	

[±] 当期間中の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

^{*} トータル・リターンは、分配金の再投資による効果（もしあれば）を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - グローバルC BエマージングP L U S

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2017年2月28日

1. 組織

グローバルC BエマージングP L U S (以下「サブ・ファンド」という。)は、コクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島(以下「ケイマン諸島」という。)のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(旧称 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ)(以下「管理会社」という。)の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドのクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、豪ドルクラス、円クラス(ヘッジあり)、円クラス(ヘッジなし)および米ドルクラスの4クラスの受益証券の募集を行った。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである(以下「機能通貨」または「米ドル」という。)。受託会社は、任意の運用通貨によるクラスを指定することができる。受益証券の発行および買戻しは、そのクラスの運用通貨で処理され、受益証券1口当たり純資産価格は、当該運用通貨で計算および値付けされる。豪ドルクラスの運用通貨は豪ドルであり、円クラス(ヘッジあり)および円クラス(ヘッジなし)については日本円であり、米ドルクラスについては米ドルである。2017年2月28日現在、豪ドルクラス、円クラス(ヘッジあり)および円クラス(ヘッジなし)についての運用通貨建の受益証券1口当たり純資産価格は、それぞれ158.68豪ドル、12,635円および16,535円であった。

サブ・ファンドの投資目的は、日本国内で発行された転換社債または円建の転換社債を除く世界の転換社債に主として投資を行うコクサイ・トラスト2のサブ・ファンドであるグローバルC Bエマージング・プラス・ファンドのG C B E F ノン・ヘッジクラス(以下「投資先ファンド」という。)へ主に投資することにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指すことである。サブ・ファンドおよびそのクラスの投資目的および投資戦略は、世界の転換社債に主として投資を行うことによりトータル・リターンを目指す、投資先ファンドの投資目的および投資戦略を含む。

サブ・ファンドは、A S C 946の指針で解釈される投資会社の定義に該当している。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJ国際投信株式会社(旧称 国際投信投資顧問株式会社)(以下「投資顧問会社」という。)である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2016年9月1日から2017年2月28日までの期間に関するものである。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日（(1) ニューヨーク、ロンドンおよび東京において国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2) ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）および管理会社が決定するその他の日（それぞれ「決算日」という。）に計算される。サブ・ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。

受益者の投資活動に用いられる円クラス（ヘッジあり）および円クラス（ヘッジなし）の純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）により、各営業日の営業終了時点において小数点以下を四捨五入して計算される。円クラス以外のクラスは、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点において小数第3位以下を四捨五入して計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層における投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル1測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル3測定）としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下の通りである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観察可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、認識される当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2017年２月28日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル２インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社に特化した会計指針に従って１口当たり純資産価格を計算する投資先ファンドに対する投資の公正価値の見積りのためにＵ．Ｓ．Ｇ．Ａ．Ａ．Ｐの下で権威ある指針に従う。したがって、サブ・ファンドが投資の１口当たり純資産価格が公正価値を示すと決定した場合、サブ・ファンドは、さらなる調整を行っていない１口当たり純資産価格（またはそれと同等のもの）を使用して投資会社に対する投資の公正価格を計上する（以下「現実的手段」という。）。当該指針は、測定日現在、投資会社に特化した会計指針に従って投資の１口当たり純資産価格を決めた場合のみサブ・ファンドが現実的手段を用いることを許容する。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル１またはレベル２に分類される。

ＯＴＣデリバティブ（外国為替予約取引を含む。）は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した相場）を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル３に分類される。これらのＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、受託会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル１およびレベル２のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル３に反映されている。

以下の表は、2017年２月28日現在、評価ヒエラルキーの範囲内で項目ごとおよびレベルごとによって資産負債計算書に計上された金融商品を示す。＊

	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル１)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル２)	重要な観察不能 なインプット (レベル３)	2017年２月28日 現在の公正価値
投資対象＊：	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
投資先ファンドへの投資 コクサイ・トラスト２のサブ・ファンドである グローバルＣＢエマージング・プラス・ファン ドのＧＣＢＥＦノン・ヘッジクラス	-	11,713,672	-	11,713,672
投資先ファンドへの投資合計	-	11,713,672	-	11,713,672
金融デリバティブ商品**				
資産				
外国為替予約取引	-	17,191	-	17,191
負債				
外国為替予約取引	-	(1,489)	-	(1,489)
合計	-	15,702	-	15,702

＊ 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

＊＊ 外国為替予約取引等の金融デリバティブ商品は、商品に係る未実現評価益／（評価損）で評価されている。

2017年２月28日に終了した６か月間において、レベル１、２および３の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、各レベルから移動した投資有価証券があれば期間末に会計処理を行う。

(Ｃ) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、分配落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。

(Ｄ) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(Ｅ) 分配方針

管理会社は、その裁量により、１月15日および７月15日に、クラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して５営業日以内に行われる。

2017年２月28日に終了した６か月間において宣言され支払われた分配は、以下の通りである。

受益者に対する分配	合計
豪ドルクラス	\$ 693
円クラス（ヘッジなし）	3,618
米ドルクラス	3,006
合計	\$ 7,317

(F) 現金および外国通貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する２当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれることがある。更に、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、日本円による投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国予約為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、投資有価証券をヘッジするため、または収益を拡充するために、デリバティブ商品を使用することがある。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、それぞれ利用しないことを選択することもできる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益（損失）または未実現利益（損失）の純変動として損益計算書に反映される。当期間において、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2017年2月28日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク*
デリバティブ資産	
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 17,191
デリバティブ負債	
外国為替予約取引に係る未実現評価（損）	\$ (1,489)

* 総評価額は、資産負債計算書において外国為替予約取引に係る未実現評価益または未実現評価損で表示されている。

2017年2月28日に終了した6か月間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益 / （損失）	
外国為替予約取引に係る純実現損失	\$ (424,810)
運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益 / （評価損）の変動	
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動	\$ 150,922

2017年２月28日に終了した６か月間における未決済の外国為替予約取引の平均月次想定元本は、以下の通りであった。

サブ・ファンド・レベル*	\$	744,628
円クラス（ヘッジあり）	\$	4,537,334

* 全てのクラスのためになされた外国為替予約取引

サブ・ファンドは、随時、締結される店頭デリバティブおよび為替契約を管理する一定の取引相手方との国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約、国際外国為替マスター契約または外国為替およびオプションのマスター契約といったマスター・ネットリング契約の当事者である。マスター契約は、とりわけ当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、デフォルト事由および早期終了に関する条項を含むことがある。

担保要件は、サブ・ファンドと各取引相手方との間の正味ポジションに基づいて決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関によって発行された債務証券の形式またはサブ・ファンドおよび適用可能な取引相手方によって合意されたその他の証券の形式が認められている。サブ・ファンドに提供された担保（もしあれば）は、マスター契約の条項に従って、一定の取引相手方に関しては、サブ・ファンドの保管会社によって分別勘定で保管され、また、売却可能または再担保差入れ可能な金額に関しては、サブ・ファンドのポートフォリオにおいて識別されている。サブ・ファンドが設定した担保（もしあれば）は、サブ・ファンドの保管会社によって分別され、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において識別することができる。2017年２月28日現在、サブ・ファンドが担保として差し入れた有価証券または現金はなかった。

サブ・ファンドに適用ある終了事由は、サブ・ファンドの純資産が、一定の期間にわたり特定の限界値を下回った場合に発生することがある。取引相手方に適用ある終了事由は、取引相手方の信用格付が特定レベルを下回った場合に発生することがある。いずれのケースも、発生時に、その他の当事者は早期終了を選択し、終了当事者の合理的な決定に基づき、当該早期終了から生じた損失および費用の支払を含むすべての未決済のデリバティブおよび為替契約の決済を行うことがある。早期終了を選択するサブ・ファンドの取引相手方による一または複数の決定は、サブ・ファンドの将来のデリバティブ活動に対して影響を及ぼす可能性がある。

３．投資先ファンド

本「３．投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2016年８月31日の監査済財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2017年２月28日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンド（以下「グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンド」という。）は、2011年１月７日に設定されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで設立されたオープンエンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるコクサイ・トラスト２（以下「コクサイ・トラスト２」という。）のサブ・ファンドである。コクサイ・トラスト２は、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が行った信託宣言に従って設立された。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、2011年１月12日付で運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2012年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されており、ケイマン諸島政府による非課税証明書を得ている。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、現在、米ドル建で発行される受益証券ークラスを有している。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの投資目的は、主として世界の転換社債に投資することにより、トータル・リターンを目指すことである。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの投資運用会社は、ユービーエス・エイ・ジー、ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）（以下「投資運用会社」という。）である。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に適用された主要な会計方針は以下の通りである。当該方針は、別段の記載のない限り、表示されているすべての期間に継続して適用されている。本財務書類は国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）に準拠して作成されている。本財務書類は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む。）の再評価によって修正された、取得原価主義に基づいて作成されている。ＩＦＲＳに従った財務書類の作成には、一定の重要な会計見積りの使用が要求され、また、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの会計方針適用のプロセスにおいて受託会社および投資運用会社の判断が要求される。仮定および見積りが財務書類に重要な領域は、注４に開示されている。

ＩＦＲＳに従った財務書類の表示は、財務書類日付における資産および負債の報告金額ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。見積りおよび仮定は、過去の経験およびかかる状況下で合理的であると考えられる将来事象の予測を含むその他の要素に基づいている。

公表されているが2016年８月31日に終了した会計年度には効力が発生しておらず、早期適用もされなかった新規基準、改訂および解釈方針

2018年１月１日以降に開始する会計年度に効力を発生するＩＦＲＳ第９号「金融商品」は、事業体が金融資産および負債（一定のハイブリッド契約を含む。）をどのように分類および測定するかについて規定している。当該基準は、ＩＡＳ第39号の要件と比較して、金融資産の分類および測定の手法を改善し、単純化した。ＩＡＳ第39号の金融資産の分類および測定に関連する要件の大半は変更されずに持ち越された。当該基準は、ＩＡＳ第39号で定められている、それぞれが独自の分類基準を持つ膨大な金融資産の区分に替わり、金融資産の分類について一貫性のある手法を適用するものである。当該基準は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの財政状態または財務成績に著しい影響を及ぼすとは考えられていない。なぜなら、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、金融資産および金融負債（ロングおよびショートの両方）を損益を通じて公正価値で測定されるものに引き続き分類することを予定しているからである。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドに重要な影響を及ぼすと考えられるその他のまだ効力の発生していない基準、解釈指針または既存の基準の改訂はない。

3.2. (Ａ) 現金および現金等価物

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、当初満期期間が３か月以下のすべての現金、外貨および短期預金を現金および現金等価物とみなす。

2016年８月31日現在、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、以下の現金および現金等価物を残高として保有していた。

	2016年
現金	\$ 1,281,737
外貨	1,353,069
	<u>\$ 2,634,806</u>

3.2. (B) 設立費用

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの設立に関する費用（コクサイ・トラスト２に関する設立費用の負担分を含む。）を支払う。

3.2. (C) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

・分類

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、保有する債券および関連するデリバティブを、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に分類する。当該金融資産は、売買目的で保有される金融資産または設定時に損益を通じて公正価値で測定するよう受託会社によって指定されたものに分類される。

売買目的で保有される金融資産または金融負債は、主に短期間で売却または買い戻す目的で、または一括運用されている識別可能な金融商品のポートフォリオの一部として、取得または発生し、直近の実際の行動パターンから短期間の利鞘とりであることが証拠付けられるものである。デリバティブも同様に売買目的で保有される金融資産および負債に分類される。

・認識／認識の中止

通常の投資対象の売買は、取引日（すなわち、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドによる投資対象の売買契約締結日）付で認識される。金融資産は、投資対象からキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した、またはグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドが所有に伴うリスクおよび便益を実質的にすべて譲渡した時点で認識中止になる。

・測定

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、当初認識され、以後、公正価値で測定される。取引費用は、発生に応じて、包括利益計算書に費用計上される。当初認識後、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」の分類の公正価値の変動から生じた損益は、発生した期間の包括利益計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの受取利息は、実効利率法に基づいて、包括利益計算書の受取利息において認識される。損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの配当収益は、かかる配当を受領するグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの権利が確定した時点で、包括損益計算書に配当収益として認識される。

・公正価値の見積り

活発な市場における金融商品（例えば、上場されたデリバティブおよび売買目的有価証券等）の公正価値は、報告日の取引終了時点の市場価格に基づいている。グローバルＣＢエマージング・プラ

ス・ファンドが保有する金融商品に使用される市場価格は、直近の売呼値である。取引終了後に公正価値が著しく変動した場合、市場相場が容易に入手できない投資対象またはその他の資産は、投資運用会社からの助言とともに、受託会社によって採用された手続に従って誠実に決定された公正価値で評価される。結果として発生する未実現損益は、包括損益計算書の収益の部に反映される。

3.2. (D) 金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺することについて法的に強制可能な権利があり、かつ相殺決済を行うまたは資産の売却と負債の決済を同時に行うことを意図している場合には、相殺され、正味金額で財政状態計算書に計上される。

2016年8月31日現在、財政状態計算書において相殺された金融資産および金融負債は存しない。

3.2. (E) 有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金

有価証券の売却に係る未収金および有価証券の購入に係る未払金は、それぞれ、財政状態計算書日現在、契約済みであるが未決済または受渡し完了していない売買取引を表象している。これらの金額は、当初認識され、以後、公正価値から有価証券の売却に係る未収金の減損引当金を控除して測定される。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドが、有価証券の売却に係る未収金のすべてを回収することが不可能であるという客観的な証拠がある場合には、減損引当金が設定される。ブローカーの深刻な財政難、ブローカーが破綻するかまたは金融再編成される可能性、および債務不履行は、有価証券の売却に係る未収金が減損していることの指標であると考えられる。

3.2. (F) 未払費用

未払費用は、当初公正価値で認識され、その後償却原価で記載される。

3.2. (G) 外貨取引

・機能通貨および表示通貨

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドのパフォーマンスは、米ドルで測定され、投資家に報告される。受託会社は、基礎となる受益者による取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表象する通貨を米ドルであると判断する。本財務書類は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドルで表示されている。

・取引および残高

外貨取引は、取引日現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。当該取引の決済ならびに外貨建貨幣性資産および負債の期末換算レートによる換算によって生じる為替差損益は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定される確定利付証券等の非貨幣性金融資産および負債に係る為替差額は、包括利益計算書において、公正価値純損益で認識される。

3.2. (H) 分配方針

分配は、正味実現キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正(プラス)の総額に等しい金額について月次ベースで概念上行われる。受益者は、概念上の分配宣言は、物理的に受益者に支払われることはないが、代わりに、分配再投資日に該当する受益証券の追加発行に充当されることに留意しなければならない。

概念上の分配は、当該基準日(以下、それぞれ「分配日」という。)(同日を含む。)から5営業日(「営業日」とは、(1)ニューヨーク、ロンドン、東京およびチューリッヒにおいて国、州もしくは地域の銀行が営業を行っている日で、かつ(2)ロンドン証券取引所およびニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社(ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.)が随時決定するその他の日をいう。)以内に行われる。

分配金額の計算に関する誤差の処理は、純資産価額または受益証券１口当たり純資産価格の計算における誤差とはみなされず、必要に応じて、次の分配金が計算および処理される際に修正される。

2016年８月31日に終了した年度に配当宣言され、再投資されたものは、以下の通りである。

2016年８月31日

受益者への配当	投資純利益から	実現および未実現 純利益から	合計配当	合計配当率
G C B E F ノン・ヘッジクラス	\$	-	\$ (2,377,516)	\$ (0.000301588)

3.2. (I) 買戻可能受益証券の買戻し

買戻可能参加受益証券は、受益者の選択に応じて買い戻すことができ、I A S 第32号（改訂）「金融商品：表示」に基づいて、資本に分類される。改訂は、金融負債の定義を満たすブット可能な金融商品が、一定の厳格な基準に合致した場合には、資本に分類することを要求している。これらの基準には、以下が含まれる。

- ・ブット可能な金融商品は、その保有者に、純資産の持分割合にあたる権利を与えなければならない。
- ・ブット可能な金融商品は、もっとも劣後するクラスでなければならない、クラスの特性は同一でなければならない。
- ・現金または他の金融資産を引き渡す契約上の義務が存在してはならない。ただし、発行体による買戻義務を除く。
- ・ブット可能な金融商品から、その全期間にわたって予測されるキャッシュ・フロー総額は、実質的に、発行体の損益に基づいていなければならない。

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの買戻可能受益証券は、これらの条件に合致していたため、資本に分類されている。

受益証券は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの純資産価額に対する持分の比例割合に等しい現金でグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドに対していつでも買い戻すことができる。

買戻可能受益証券は、受益者の選択に応じて発行および買い戻され、その価格は、発行および買戻しを行う時点におけるグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格に基づいている。グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格は、買戻可能受益証券の保有者に帰属する純資産を発行済買戻可能受益証券の総口数で除して算出される。

3.2. (J) 補償

受託会社および投資運用会社は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドのために、様々な補償を含む契約を締結する。これらの取り決めに基づくグローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの最大エクスポージャーは定められていない。しかしながら、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドは、これらの契約に基づく損害賠償請求をこれまでに受けたことがなく、損失のリスクはほとんどないであろうと予想している。

3.2. (K) 受取利息および関連する未収金

受取利息は、実効利率法を用いて時間に比例して認識され、現金および現金等価物ならびに損益を通じて公正価値で測定される債務証券に係る受取利息が含まれる。関連する未収金は、公正価値で報告され、以後簿価で測定される。

3.2. (L) 配当収入および関連する未収金

配当収益は、支払を受ける権利が確定した時点で認識される。関連する未収金は、当初は公正価値で報告され、以後簿価で測定される。

3.2. (M) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産または金融負債を取得するために発生した費用である。当該費用には、代理店、顧問会社、ブローカーおよびディーラーに支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用が発生した場合には、直ちに、費用として損益に認識される。2016年8月31日に終了した年度において、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドには、取引費用が発生していない。

3.2. (N) 課税

コクサイ・トラスト2は、ケイマン諸島総督から、すべての現地所得、利益およびキャピタル・ゲインに課せられる税金を2051年3月5日まで適用されないものとする旨の誓約書を受領している。現在のところ、当該税金は、ケイマン諸島において課せられていない。

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、現在、一定の国により、投資収益およびキャピタル・ゲインに対して源泉徴収税が課せられている。当該収益または利益は、源泉徴収税引前の金額で包括利益計算書に計上されている。当該税金は、包括利益計算書において、個別の勘定科目で表示される。

2016年8月31日に終了した年度における源泉徴収税の内訳は以下の通りであった。

	2016年
利息税	\$ 28,317
利息税払戻し	(31,918)
配当税	24,109
	\$ 20,508

グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、ケイマン諸島以外の国籍の有価証券に投資する。これらの諸外国の多くは、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドを含む非居住者に対してキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることについて言及された税法が制定されている。当該キャピタル・ゲイン税は、自己査定により判断することが要求され、従って、当該税金は、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドのブローカーによって、「源泉徴収」ベースで控除されないことがある。

IAS第12号「法人所得税」に準拠して、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの外国を発生源とするキャピタル・ゲインに対し、当該国の税法による税務負債が課せられる可能性が高い場合には、グローバルCBエマージング・プラス・ファンドは、税務負債を認識しなければならない。ただし、当該課税当局は、すべての事実および状況について十分理解していることを前提とする。次に、税務負債は、適用されているまたは報告期間末日まで実質的に適用される税法および税率を用いて、当該課税当局に支払が見込まれる金額で測定される。グローバルCBエマージング・プラス・ファンドの海

外投資に、制定されている税法を適用する方法については、不確実性が存在することがある。これにより、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドによって最終的に税務負債が支払われるか否かについても不確実となる。したがって、経営陣は、不確実な税務負債を測定する場合、その時点で入手可能な、かかる支払の可能性に影響を与えるであろう、当該課税当局の公式または非公式の慣習を含む、すべての関連事実および状況を考慮する。

2016年８月31日現在、受託会社は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドが財務書類において、未認識の税務ベネフィットとして計上すべき負債を保有していないと判断した。これは受託会社の最善の見積りであるものの、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドが得たキャピタル・ゲインに対して、外国課税当局が税金を徴収するリスクは依然として残っている。これは、事前の警告なく実施される可能性があり、恐らく遡及して適用され、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドに著しい損失をもたらす可能性がある。

3.2. (0) 費用

グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの費用の純資産価額に対する割合は、多くのその他の私募投資信託に比べて高いことがある。ＵＢＳエイ・ジー、ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの投資運用会社は、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの資産から、各四半期の各営業日における純資産価額の平均額の年率0.65％に相当する金額の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、米ドル建て、会計年度を基準として関連する四半期の終了後60暦日以内に四半期毎に後払いされる。

4．受益証券

2017年２月28日現在、発行されたすべての受益証券は、単一の関連受益者名義で保有され、サブ・ファンドの純資産の100％の持分を示している。当該受益者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 発行

サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取引が実行されるために、取得申込書類は、管理会社が別段の合意をしない限り、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間の午後１時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日（当該営業日を含む。）から４営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

１口当たり純資産価格の3.0％（現地消費税その他の税を含まない。）を上限とする申込手数料が課され、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「日本における販売会社」という。）により留保されることがある。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島刑事訴訟法(2008年)(随時改正される。)および管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すよう請求することができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、適用される営業日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される営業日(同日を含む。)から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は、相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資がその投資家の投資プログラムの全てを占めるものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドにより債務証券への集中投資が行われることで、サブ・ファンドへの投資が一部のポートフォリオに不適切となることがある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの網羅的なリストとされるものではないが、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資する一つ以上の市場の価格が下がるリスクをいい、市場が予測不能かつ急劇に下降する可能性を含む。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣が選択する証券の運用実績が、同様の投資目的および投資戦略を持つその他のファンドが選択する市場、関連する指数または証券の運用実績を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

豪ドルクラスおよび米ドルクラス

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、豪ドルまたは米ドルにより行われるため、豪ドルまたは米ドル(場合による。)以外の通貨により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の受取金額が投資額を下回る場合がある。

円クラス（ヘッジあり）以外のクラス

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、各クラスは、通貨リスク（エクスポージャー）についてヘッジを行わない。したがって、各クラスの前資産通貨が各クラスの受益証券１口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなる場合、受益証券１口当たり純資産価格は上昇することがあり、また、各クラスの前資産通貨が各クラスの受益証券１口当たり純資産価格の表示通貨に対して弱くなる場合、受益証券１口当たり純資産価格は下落することがある。

円クラス（ヘッジあり）

サブ・ファンドが主に投資対象とする投資先ファンドは、様々な通貨建の資産に投資を行い、円クラス（ヘッジあり）は、通貨リスク（エクスポージャー）を円貨へヘッジし、同クラスにおいて原則として為替変動リスクの低減を図るが、完全に為替リスクを排除することはできない。円金利がヘッジ対象通貨（原資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）の金利より低い場合、円金利とヘッジ対象通貨（原資産通貨または通貨ヘッジにかかる代替通貨）との金利差相当分のヘッジ・コストがかかることに留意されたい。

一部の通貨は、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（以下「ＮＤＦ」という。）を通じて為替取引が行われることがある。

ＮＤＦの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券１口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該取引対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(C) 金利リスク

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般的水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

(D) 信用リスク

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券１口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券１口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(E) 流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となることを流動性リスクという。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券１口当たり純資産価格の下落要因となる。

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび／または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(F) カウンター・パーティーおよびブローカー・リスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー（銀行および証券会社を含む。）が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間でマスター契約を締結することにより、カウンター・パーティーに対する信用リスクへのエクスポージャーを低減させることを目指している。サブ・ファンドは、マスター契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用度が特定の水準を超えて悪化した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了させる権利が付与される。マスター契約は、一方の当事者が債務不履行になった場合または契約が終了した場合には、当該契約に基づいて行われたすべての取引を終了し、各取引において支払うべき金額の正味金額を一方の当事者が他方の当事者に支払うことによって当該取引を終了させる権利を各当事者に付与する。サブ・ファンドが、店頭デリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクから被る損失リスクの最大値は、概ね、未実現評価益とカウンター・パーティー未払金の累計のうち、カウンター・パーティーからサブ・ファンドに差入れられた担保額を上回る部分である。サブ・ファンドは、店頭デリバティブに関して、カウンター・パーティーの利益ために、特定の最低移転規定に従って、各カウンター・パーティーの未決済デリバティブ契約にかかる未実現評価益を上回る担保の差入れを要求されることがあり、このような担保（もしあれば）が差入れられた場合には、投資有価証券明細表に記載される。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとは大幅に異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資する証券その他の商品は、米ドルで表示または値付けがなされなければならない。このため、外国為替相場の変動がサブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがある。このリスクは、一般的に「通貨リスク」として知られ、サブ・ファンドの弱い機能通貨が投資家への収益を増やす一方で、強力な機能通貨が投資家への収益を減少させることがある。

(J) デリバティブ商品

デリバティブ外国為替予約取引は、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴っている。

- ・信用リスク - デリバティブ取引における取引相手方（取引の反対側の当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の投資対象について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含む経済上のヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待した通りにヘッジされていた保有財産の価格変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能かもしくは費用効率が良いという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターン強化のためにデリバティブを利用することがあるため、その投資対象によって、サブ・ファンドは、ヘッジのためだけにデリバティブを利用する場合よりも大きな上述のリスクにさらされることがある。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(K) 企業債務

サブ・ファンドは、主に企業債務に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、キャッシュ・フローにその他の負担が課せられている企業に投資することがあり、このため、高い金融リスクを伴うことがある。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資家の関心を失った企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当該債務は、金利変動、一般的な経済情勢の変化もしくは特定の業界に影響を与える経済的要因、または法域および／もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(L) 新興市場投資に関わるリスク

サブ・ファンドは、「新興市場」に所在する発行体の証券に投資することができ、また「新興国」の通貨に関する取引を含む外国為替予約取引および直物為替先渡取引を行うことができる。新興市場への投資は、先進国に比べて一般的に画一的かつ未成熟な経済構造に対するエクスポージャーおよび先進国に比べて不安定と予想される可能性がある政治体制に対するエクスポージャーを含むその他のリスクを伴う。投資に影響を与えることがある新興市場のその他の特徴には、関連する国家利益に敏感であると思われる発行体または産業への外国人による投資を制限する可能性のある一定の国策、また民間および対外投資ならびに私有財産を管理する成熟した体制が存在しないことが含まれる。新興市場にある発行体の証券の市場規模が一般的に小さいこと、またかかる証券の取引量が少ないかまたは全く取引されない可能性があることにより、当該証券について流動性が欠如し、また価格が変動することもある。

(M) 世界の転換社債投資に関わるリスク

転換社債は、保有者に同一または異なる発行体の普通株式またはその他エクイティ証券を取得する権利を与える証券である。転換社債により、通常、保有者は、転換社債の満期または償還、転換もしくは交換までに支払われるかまたは発生する利息を受領する権利を有する。転換前に、転換社債は、転換社

債以外の社債と類似する性質を有する。通常、転換社債は、企業の資本構成において普通株式に優先するため、概ね、会社の普通株式よりもリスクは低い。通常、転換社債は、優先債務に劣後するため、発行体の転換社債は、その優先債務よりも高度のリスクを伴う。転換条項により、転換社債の価格は、通常、ある程度原資産の価格変動に応じて変動するため、発行体ならびに／または一般的な市場および経済状況に関連するリスク(株価変動リスク、金利リスク等)を伴う。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立書類に基づき、特定の関係者(受託会社および投資顧問会社を含む。)は、サブ・ファンドに対する各自の業務の履行により発生する可能性のある債務の補償を受ける。さらに、通常の業務において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結する。サブ・ファンドに対して現在発生していないが、将来行われる可能性のある請求が含まれるため、これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは不明である。ただし、サブ・ファンドは、これらの契約に基づく事前の請求または損失を受けてはいない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する不動産、およびサブ・ファンドの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(改正済)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益がサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連している場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会-会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高い場合の閾値を満たす税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットだけ減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2017年2月28日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は、期限にかかる法令に基づき、2011年(運用開始日)から現在の会計年度までである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2011年(運用開始日)から2017年2月28日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社は、毎年、報酬として、５億米ドルまでの部分について年率0.04%、５億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.03%、10億米ドル超の部分について年率0.02%を受領する権利を有する。管理事務代行会社はまた、年間45,000米ドルの資産ベースの最低報酬を受領する。名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、資産の年率0.01%を受領する権利を有する。2017年２月28日に終了した６か月間に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2017年２月28日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は、保管会社が純資産の0.01%から0.04%の範囲の保管報酬を受領するという契約を保管会社との間で締結している。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。加えて、保管会社は、特定の手續について一取引当たり10米ドルから50米ドルの範囲の取引手数料を受領する。2017年２月28日に終了した６か月間に保管会社が稼得した報酬および2017年２月28日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2017年２月28日に終了した６か月間に受託会社が稼得した報酬および2017年２月28日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の料率で、年間報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年２月28日に終了した６か月間に投資顧問会社が稼得した報酬および2017年２月28日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、日本証券業協会の規則および要件の遵守を確保し、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年２月28日に終了した６か月間に代行協会員が稼得した報酬および2017年２月28日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(F) 販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年２月28日に終了した６か月間に日本における販売会社が稼得した報酬（印刷費用、販売費用およびその他の正当な立替費用を含むがこれらに限定されない。）ならびに2017年２月28日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。販売会社は、日本の金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業者として登録されており、投資運用業ならびに金融商品の売買、売買の仲介、引受けおよび募集を含む金融商品取引業務に従事する。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2017年2月28日に終了した6か月間に管理会社が稼得した報酬および2017年2月28日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書にそれぞれ開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、当局対応手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬が含まれるが、これらに限定されない。

9．関連当事者取引

サブ・ファンドは、管理事務代行会社、保管会社および受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2017年2月28日現在、サブ・ファンドとブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間に未決済の外国為替予約取引は存在しなかった。2017年2月28日に終了した6か月間に、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で締結された外国為替予約取引において273米ドルの実現純利益があり、損益計算書に開示されている。

10．最近の会計についての公表

2016年1月5日、財務会計基準審議会は、ＡＳＵ第2016-01号「金融商品 - 概要（副議題 第825-10号）：金融資産および金融負債の認識および測定」を公表した。この更新は、金融商品の利用者に対して意思決定により有用な情報を提供するための金融商品の報告モデルを強化することを意図しており、金融商品の認識、測定、表示および開示の側面の一部に関連するものである。ＡＳＵは金融資産の信用損失の測定についても関連している。ＡＳＵ第2016-01号は、2017年12月15日以降に始まる会計年度から効力を生じ、これらの会計年度中の中間期も含まれる。早期の適用は認められる。

現時点でこれらの変更が財務諸表に影響を及ぼすことは予想されない。

11．後発事象

受託会社は、2017年4月4日の財務書類の公表日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2017年3月1日から2017年4月4日までに実施された受益証券買戻金額は、41,279米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるべきその他の後発事象はない。

（２）投資有価証券明細表等

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託）

投資有価証券明細表

2017年２月28日現在

（通貨：米ドル）

投資先ファンドへの投資 - 97.0%	受益証券口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンド (コクサイ・トラスト２のサブ・ファンド) - G C B E F ノン・ヘッジクラス	1,186,555,117	97.0%	\$ 11,713,672
投資先ファンドへの投資合計（個別原価 \$12,077,585）		97.0%	\$ 11,713,672
負債を上回る現金およびその他の資産		3.0%	360,985
純資産		100.0%	\$ 12,074,657

2017年２月28日現在、サブ・ファンドは、グローバルＣＢエマージング・プラス・ファンドの純資産の23.86%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の比例持分は、サブ・ファンドの純資産の５%を超過していない。

2017年２月28日現在における円クラス（ヘッジあり）の未決済の外国為替予約取引

買い	取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益	未実現 評価（損）	未実現純 評価（損）益
JPY	Citibank N.A.	349,743,109	04/04/2017	USD	3,100,637	\$ 17,191	\$ -	\$ 17,191
JPY	Citibank N.A.	116,622,300	04/04/2017	EUR	981,173	-	(1,489)	(1,489)
						\$ 17,191	\$ (1,489)	\$ 15,702

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト・
グローバルＣＢエマージングＰＬＵＳ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2017年２月28日現在

（通貨：米ドル）

デリバティブ商品の価額

以下の表は、潜在的なネットティング・アレンジメントを含めたサブ・ファンドのデリバティブ・ポジションの概要である。
デリバティブ商品に関する詳細は、財務書類の注記２のデリバティブ商品セクションおよび注記５のリスク要因セクションを
参照のこと。

	取引相手方	デリバティブ 資産の価額	デリバティブ 負債の価額	取得担保	差入担保	ネット*
店頭デリバティブ						
外国為替予約取引	Citibank N.A.	\$ 17,191	\$ (1,489)	\$ -	\$ -	\$ 15,702
マスター・ネットティング・アレンジメントの 対象となるデリバティブの総額		\$ 17,191	\$ (1,489)	\$ -	\$ -	\$ 15,702

* ネットとは、債務不履行があった場合に取引相手方から／（に）支払われるべき未収金／（未払金）を表す。
ネットティングは、同一の法的主体と締結される同一の契約に基づいて行われる取引の間において認められる。

通貨略称

EUR	ユーロ
JPY	日本円
USD	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(平成29年3月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約42億円)

発行済株式総数 1,002,080株

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成24年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成25年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成26年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成27年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成28年3月末日	37,117,968.52米ドル
平成29年3月末日	37,117,968.52米ドル

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)は、以下の場合、かかる任命を解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または(信託証書に定義される)重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは() 管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成29年3月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国・地域別 （設立地）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンド のサブ・ファンドを含む。）	71	5,981,905,032.20米ドル

（３）その他

本半期報告書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の最近事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。)第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成29年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.19円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社は、平成28年5月1日付で、その名称を三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)からルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)に変更した。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1、29.3	1,481,705,021	166,232,486	186,863,448	20,964,210
金融機関に対するローンおよび貸付金	3、15、29.1、29.3	2,109,919,942	236,711,918	2,117,559,309	237,568,979
a) 要求払い		1,078,152,942	120,957,979	1,203,577,409	135,029,350
b) その他のローンおよび貸付金		1,031,767,000	115,753,940	913,981,900	102,539,629
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1、29.3	368,502	41,342	626,640	70,303
株式およびその他の変動利回り有価証券	4、15、29.1、29.3	13,556	1,521	15,101	1,694
関連会社株式	4、5、15	8,260,895	926,790	9,174,388	1,029,275
有形資産	5	5,600,613	628,333	6,710,869	752,892
その他の資産		136	15	181	20
前払金および未収収益	6,15	36,586,892	4,104,683	27,463,192	3,081,096
資産合計	7	3,642,455,557	408,647,089	2,348,413,128	263,468,469

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

		負債			
	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する負債	15、29.1	1,410,185,042	158,208,660	1,150,186,003	129,039,368
a) 要求払い		1,410,185,042	158,208,660	1,150,186,003	129,039,368
顧客に対する負債	8、15、29.1	2,062,070,067	231,343,641	1,044,062,326	117,133,352
a) 要求払い		2,062,070,067	231,343,641	1,044,062,326	117,133,352
その他の負債	9	1,230,625	138,064	1,788,497	200,651
未払金および繰延利益	10、15	8,651,896	970,656	8,932,711	1,002,161
引当金		12,645,069	1,418,650	8,954,470	1,004,602
a) 納税引当金	11	9,111,035	1,022,167	7,982,242	895,528
b) その他の引当金	12	3,534,034	396,483	972,228	109,074
発行済み資本	13	37,117,969	4,164,265	37,117,969	4,164,265
準備金	14	97,312,153	10,917,450	77,800,912	8,728,484
繰越損益	14	39,348	4,414	22,247	2,496
当期利益		13,203,388	1,481,288	19,547,993	2,193,089
負債合計	16	3,642,455,557	408,647,089	2,348,413,128	263,468,469

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	17、29.1	556,865	62,475	597,989	67,088
内訳：					
保証金および担保証券として 差し入れられた資産		556,865	62,475	597,989	67,088
信託運用	20	57,164,073,225	6,413,237,375	62,811,807,217	7,046,856,652

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）損益の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2015年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		10,274,222	1,152,665	8,018,852	899,635
内訳：					
- 預金に係るマイナス金利		181,978	20,416	36	4
- 外貨スワップからの利差益		3,997,581	448,489	3,073,730	344,842
未払利息および類似費用		(2,311,791)	(259,360)	(1,539,763)	(172,746)
内訳：					
- ローンおよび貸付金に係るマイナス金利		(585,056)	(65,637)	(13,049)	(1,464)
- 外貨スワップからの利差損		(17,112)	(1,920)	(83,002)	(9,312)
有価証券からの収益		433,631	48,649	140	16
株式およびその他の変動利回り有価証券からの収益		433,631	48,649	140	16
未収手数料		98,428,083	11,042,647	105,997,544	11,891,864
未払手数料		(43,648,148)	(4,896,886)	(45,651,511)	(5,121,643)
金融業務の純利益		3,694,212	414,454	3,579,481	401,582
その他の事業収益	21	347,071	38,938	687,746	77,158
一般管理費用		(41,802,616)	(4,689,835)	(39,883,592)	(4,474,540)
a) スタッフ費用	23、24	(17,570,625)	(1,971,248)	(18,048,722)	(2,024,886)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(14,446,414)	(1,620,743)	(15,018,938)	(1,684,975)
- 社会保障費		(2,024,301)	(227,106)	(2,071,294)	(232,378)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,258,548)	(141,197)	(1,302,395)	(146,116)
b) その他の一般管理費用	25	(24,231,991)	(2,718,587)	(21,834,870)	(2,449,654)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,999,802)	(224,358)	(1,774,975)	(199,134)
その他の事業費用	22	(205,173)	(23,018)	(85,251)	(9,564)
偶発債務および契約債務のための引当金	12	(2,512,372)	(281,863)	0	0
経常収益にかかる税金	11、26.1	(6,781,698)	(760,839)	(9,022,279)	(1,012,209)
税引後経常収益		13,915,619	1,561,193	20,326,392	2,280,418
前勘定科目に表示されていないその他の税金	26.2	(712,231)	(79,905)	(778,399)	(87,329)
当期利益		13,203,388	1,481,288	19,547,993	2,193,089

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2015年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年４月11日に株式会社として設立された。

1996年４月１日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月１日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年１月１日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年４月２日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年４月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

2014年８月７日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン２、ローワー・レッシン・ストリート12 - 13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のＵＥ規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2015年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金57,517米ドルを計上している(2014年: 0米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2015年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2014年: 0米ドル)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器: 4年

ソフトウェア: 4年および5年

その他の無形資産: 5年

その他の有形資産: 10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

本資産項目は、当期中に発生したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.12. 未払金および繰延利益

本負債項目は、当期中に受領したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明確に定義されている損失または債務であって、かつ貸借対照表日付時点で発生する可能性が高いかもしくは発生することが確実だが、金額または発生日が不確定なものを対象とすることが企図されている。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
3か月以下	227,000,000	278,000,000
3か月超1年未満	804,767,000	635,981,900
	<u>1,031,767,000</u>	<u>913,981,900</u>

注４ 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、8,260,895米ドルおよび13,556米ドル（2014年：9,174,388米ドルおよび15,101米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2015年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2015年12月31日 現在の資本および準備金 米ドル	2015年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルククス・マネジメント・エス・エイ	8,011,508	100%	9,988,006	1,827,982
三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社	249,387	100%	943,469	177,438

2015年12月31日時点で、「エムユージーシー・ルククス・マネジメント・エス・エイ」および「三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円である（2014年：それぞれ、7,375,041.83ユーロと30,000,000円）。

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．関連会社株式	9,174,388	0	0	(913,493)	8,260,895	0	8,260,895
２．有形資産	16,652,019	1,575,856	(56,311)	(1,702,977)	16,468,587	10,867,974	5,600,613
a) ハードウェア	1,343,122	129,945	(54,339)	(137,359)	1,281,369	944,450	336,919
b) ソフトウェア	12,843,727	1,400,587	0	(1,313,509)	12,930,805	8,757,686	4,173,119
c) その他付属品、 家具、機器、車両	2,465,170	45,324	(1,972)	(252,109)	2,256,413	1,165,838	1,090,575
３．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づいて取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
前払法人税	122,070	135,976
未収利息	1,536,361	1,180,222
前払一般経費	2,814,757	2,019,667
信託業務手数料	1,517,776	1,809,510
全体保管手数料	9,426,884	10,614,920
投資ファンド手数料	3,429,370	4,134,906
その他の前払金	214,721	57,181
ＩＲＳ（米国の税務当局）への前払金	2,552,106	0
未回収付加価値税（ＶＡＴ）	9,666,345	6,749,564
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化	4,970,383	525,623
管理会社手数料	98,351	71,322
その他の未収収益	237,768	164,301
	<u>36,586,892</u>	<u>27,463,192</u>

注 7 外貨建て資産

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、1,553,051,527米ドル（2014年：855,104,291米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2015年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル（2014年：0米ドル）であった。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
優先債務	436,777	927,802
諸債務	793,848	860,695
	<u>1,230,625</u>	<u>1,788,497</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
未払利息	122,762	146,678
未払一般経費	2,575,482	2,531,401
未払手数料	5,881,654	6,241,224
その他の未払費用	16,324	467
その他の仮受金	55,674	12,941
	<u>8,651,896</u>	<u>8,932,711</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる外国為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税金負債は、2014年12月現在、0米ドルに減少した。

2015年12月31日現在、ユーロが米ドルに対してさらに弱まり、その結果として、当行は繰延税金を計上しなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
報酬引当金	964,145	972,228
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3）	57,517	0
米国租税に関連する租税債務に対する引当金	2,512,372	0
	<u>3,534,034</u>	<u>972,228</u>

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2015年1月1日現在の残高	3,711,797	74,089,115	22,247
2014年12月31日終了年度の利益			19,547,993
利益の処分			
- 株主への配当金支払			(19,651)
- 純資産税準備金への振替		2,884,276	(2,884,276)
- 2009年純資産税準備金からの振替		(373,035)	373,035
- 自由準備金への割当て		17,000,000	(17,000,000)
2015年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>93,600,356</u>	<u>39,348</u>

ルクセンブルクの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルクの税法に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍

にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。

2015年11月19日にルクセンブルクの税務当局が発行した通達（Circular L. Fort. N° 47bis）は、納税者が単一の純資産税準備金を設定し、2014年および2015年の両年について純資産税減税のメリットを完全に享受できるようにする専門規定を定めている。（過渡的措置として）この準備金は、2014年および2015年について利用可能な最大減税額の５倍に相当しなければならない。総額15,519,398米ドル（2014年：13,008,157米ドル）の純資産税準備金が、当行のその他の準備金に含まれている。

2015年３月27日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、2,884,276米ドルを純資産税準備金に割り当て、2009年に構成した利用可能な純資産準備金は373,035米ドル（260,000ユーロ）となった。2015年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2015年 純資産税準備金 米ドル	2015年 純資産税準備金 ユーロ
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年	2,884,276	2,383,601
2015年12月31日現在の残高	15,519,398	11,861,340

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2015年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2015年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,543	1,777,335,351
関連会社株式	8,260,895	9,174,388
前払金および未収収益	8,355,333	9,691,913
	<u>1,811,079,771</u>	<u>1,796,201,652</u>

負債

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,405,787,905	1,144,030,619
顧客に対する未払金	297,629,189	129,898,267
未払金および繰延利益	1,969,812	2,566,131
	<u>1,705,386,906</u>	<u>1,276,495,017</u>

当行は、2015年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付規則（ＥＵ）575／2013（パート ）に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2015年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,847,350,183米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,467
前払金および未収収益	1,491,010
外国為替取引（市場リスク手法）	51,395,706
	<u>1,847,350,183</u>

注16 外貨建て負債

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、1,556,640,235米ドル（2014年：860,565,286米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
発行済念書	556,865	597,989

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	2,313,443	1,033,744

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2015年12月31日および2014年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度に関する付加価値税（ＶＡＴ）過払いの調整	0	222,886
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬（サービス品質保証契約）	66,016	75,048
過年度の一般経費調整からの利益	133,860	216,776
過年度の手数料の調整	68,793	68,759
その他	78,402	104,277
	347,071	687,746

注22 その他の事業費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	65,072	79,036
過年度の手数料	115,459	2,732
過年度の利息	4,677	0
その他事業損失	19,965	3,483
	<u>205,173</u>	<u>85,251</u>

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2015年 人数	2014年 人数
上級管理職	18	18
中間管理職	76	63
従業員	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
上級管理職	<u>4,931,286</u>	<u>3,957,339</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
賃借および関連費用	1,028,303	1,088,220
通信費用	316,394	338,691
専門家報酬	1,925,092	1,028,640
データ費用	1,310,126	1,364,404
維持費	857,527	951,111
旅費、交通費、出張費	260,850	219,810
業務費用	3,475,225	3,615,825
システム費用	10,158,996	8,360,247
業務契約	3,685,300	3,800,346
その他の費用	1,214,178	1,067,576
	<u>24,231,991</u>	<u>21,834,870</u>

注26 税金**26.1. 経常収益にかかる税金**

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
法人税	5,215,462	6,931,276
地方事業税	1,566,236	2,091,003
	<u>6,781,698</u>	<u>9,022,279</u>

26.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
純資産税*	23,247	25,895
付加価値税（VAT）	644,289	714,359
その他の税金	44,695	38,145
	<u>712,231</u>	<u>778,399</u>

* これは、最低純資産税額21,400ユーロ（23,247米ドル）を表す。

注27 親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（63.72%）および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（28.53%）を共同で出資する子会社である。

当行の年次決算は、三菱ＵＦＪ信託銀行（登録金融機関番号が関東財務局長（登金）第33号であり、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登記上の住所を有する）の連結決算に含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

金融機関および投資会社の再建・破綻に関する枠組みを定める指令（2014/59/EU）ならびに預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関連する指令（2014/49/EU）をルクセンブルグ法に法制化する、金融機関および一定の投資会社の破綻、組織変更および解散に関連し、預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関する法律（以下「本法」という。）が2015年12月18日付で可決された。

現在「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）を通じて実施されている預金保証および投資家補償スキームは、拠出金に基づく新しい預金保証および投資家補償システムに置き換えられる。かかる新規システムは、各預金者の100,000ユーロまでの適格な預金および20,000ユーロまでの投資を対象とする。また、本法は、特定の取引から生じた預金もしくは特定の社会的・その他目的を充足する預金については、100,000ユーロを超える部分について、12か月間は対象となると規定している。

AGDLのために金融機関が過去に自己の年次決算に設定した引当金は、ルクセンブルグの新規銀行破綻基金である「ルクセンブルグ破綻基金」（以下「FRL」という。）と、ルクセンブルグの新規預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「FDGL」という。）（設立前）それぞれに対する銀行の拠出額に従い、使用される／取り崩される（選択した会計処理による。）ことになる。

FRLの拠出金は、本法第1条第36項に定義される通り、2024年末までには、欧州連合全加盟国の認可金融機関全ての対象預金の少なくとも1%に到達しなければならない。この拠出金額は、2015年から2024年までの間の年間拠出額を通じて金融機関から徴収される予定である。

FDGLの拠出金の目標レベルは、本法第163条第8項に定義される通り、関連金融機関の対象預金の0.8%に設定されており、年間拠出金によって2018年末までに到達予定である。かかる拠出金は、2016年

から2018年の間に年次払いの方法で支払われる。2015年については、金融機関は、かかる拠出に備えるために、自己の年次決算中の既存のＡＧＤＬ引当金を使用する／取り崩す（選択した会計処理による。）ことによって、対象預金の0.2%の引当金を反映させている。

0.8%のレベルが達成された場合、ルクセンブルグの金融機関は、本法第163条第8項に定義される通り、対象預金の0.8%の追加セーフティ・バッファを構成するために、追加で8年間拠出を継続。

2015年において、当行は、ＦＲＬについて189,314米ドル（173,587ユーロ）のＣＳＳＦに対する拠出金を支払っている。

注29 金融商品の開示**29.1. 主要な非トレーディング金融商品**

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
B C L 残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する負債	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
B C L 残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する負債	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務として開示されているオフ・バランス・シート項目					
担保として差し入れられた保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,624,613,024	9,614,574	0	0	3,634,227,598	26,376,165
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	2,780,710,702	1,600,907	0	0	2,782,311,609	21,119,606

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	1,900,123,350	27,978,350	0	0	1,928,101,700	19,605,700

金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	1,755,954,608	19,649,249	0	0	1,775,603,857	18,957,797

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 簿価 米ドル	2014年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	1,481,705,021	186,863,448
ＥＵ加盟国	1,481,705,021	186,863,448
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,109,919,942	2,117,559,309
ＥＵ加盟国	255,517,247	173,637,181
北および中央アメリカ	342,992,404	771,353,251
アジア	1,507,118,254	1,168,315,602
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	3,405,065	2,670,673
オーストラリアおよびニュージーランド	886,972	1,582,602
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	626,640
ＥＵ加盟国	365,584	181,251
北および中央アメリカ	2,918	445,389
株式およびその他の変動利回り有価証券	13,556	15,101
北および中央アメリカ	10,863	12,101
ＥＵ加盟国	2,693	3,000
合計	3,592,007,021	2,305,064,498

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	1,366,652,545	12,240,622
アメリカ	647,955,936	3,542,987
アジア	233,760	1,194
スワップ		
EU加盟国	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,634,227,598	26,376,165

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	530,258,219	1,647,715
アメリカ	788,394,261	23,077,972
アジア	16,227,232	215,698
スワップ		
EU加盟国	593,221,988	1,689,360
合計	1,928,101,700	26,630,745

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2015
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2015	2014
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.481.705.021	186.863.448
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	2.109.919.942	2.117.559.309
a) repayable on demand		1.078.152.942	1.203.577.409
b) other loans and advances		1.031.767.000	913.981.900
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	368.502	626.640
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.556	15.101
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.260.895	9.174.388
Tangible assets	5	5.600.613	6.710.869
Other assets		136	181
Prepayments and accrued income	6, 15	36.586.892	27.463.192
TOTAL ASSETS	7	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2015	2014
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.410.185.042	1.150.186.003
a) repayable on demand		1.410.185.042	1.150.186.003
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	2.062.070.067	1.044.062.326
a) repayable on demand		2.062.070.067	1.044.062.326
Other liabilities	9	1.230.625	1.788.497
Accruals and deferred income	10, 15	8.651.896	8.932.711
Provisions		12.645.069	8.954.470
a) provisions for taxation	11	9.111.035	7.982.242
b) other provisions	12	3.534.034	972.228
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	97.312.153	77.800.912
Result brought forward	14	39.348	22.247
Profit for the financial year		13.203.388	19.547.993
TOTAL LIABILITIES	16	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Contingent liabilities	17, 29.1.	556.865	597.989
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		556.865	597.989
Fiduciary operations	20	57.164.073.225	62.811.807.217

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2015
(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Interest receivable and similar income		10.274.222	8.018.852
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		181.978	36
- Interest Gain from foreign currency swap		3.997.581	3.073.730
Interest payable and similar charges		(2.311.791)	(1.539.763)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(585.056)	(13.049)
- Interest Loss from foreign currency swap		(17.112)	(83.002)
Income from securities		433.631	140
Income from shares and other variable yield securities		433.631	140
Commission receivable		98.428.083	105.997.544
Commission payable		(43.648.148)	(45.651.511)
Net profit on financial operations		3.694.212	3.579.481
Other operating income	21	347.071	687.746
General administrative expenses		(41.802.616)	(39.883.592)
a) staff costs	23, 24	(17.570.625)	(18.048.722)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(14.446.414)	(15.018.938)
- social security costs		(2.024.301)	(2.071.294)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.258.548)	(1.302.395)
b) other administrative expenses	25	(24.231.991)	(21.834.870)

	Notes	2015	2014
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.999.802)	(1.774.975)
Other operating charges	22	(205.173)	(85.251)
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	(2.512.372)	0
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	<u>(6.781.698)</u>	<u>(9.022.279)</u>
Profit on ordinary activities after tax		13.915.619	20.326.392
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	(712.231)	(778.399)
Profit for the financial year		<u>13.203.388</u>	<u>19.547.993</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (" the Bank ") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 Lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2015 for an amount of USD 57.517 (2014: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2015 (2014: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;

Software: 4 years and 5 years;

Other intangible assets: 5 years;

Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Not more than three months	227.000.000	278.000.000
More than three months but less than one year	804.767.000	635.981.900
	<u>1.031.767.000</u>	<u>913.981.900</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items " Shares in affiliated undertakings " and " Shares and other variable yield securities " consist entirely of unlisted securities for USD 8.260.895 and USD 13.556 (2014: USD 9.174.388 and USD 15.101).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2015, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2015	Result for the year ended 31/12/2015
	USD	%	USD	USD
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.011.508	100%	9.988.006	1.827.982
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	249.387	100%	943.469	177.438

As of December 31, 2015, the share capital of " MUGC LUX MANAGEMENT S.A. " and MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited " amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2014: EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Shares in affiliated undertakings	9.174.388	0	0	(913.493)	8.260.895	0	8.260.895
2. Tangible assets	16.652.019	1.575.856	(56.311)	(1.702.977)	16.468.587	10.867.974	5.600.613
a) Hardware	1.343.122	129.945	(54.339)	(137.359)	1.281.369	944.450	336.919
b) Software	12.843.727	1.400.587	0	(1.313.509)	12.930.805	8.757.686	4.173.119
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.465.170	45.324	(1.972)	(252.109)	2.256.413	1.165.838	1.090.575
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Prepaid income taxes	122.070	135.976
Accrued interest income	1.536.361	1.180.222
Prepaid general expenses	2.814.757	2.019.667
Commission on fiduciary operations	1.517.776	1.809.510
Commission on global custody	9.426.884	10.614.920
Commission on investment funds	3.429.370	4.134.906
Other prepayments	214.721	57.181
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.552.106	0
VAT recoverable	9.666.345	6.749.564
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.970.383	525.623
Commission from the Management Company	98.351	71.322
Other accrued income	237.768	164.301
	<u>36.586.892</u>	<u>27.463.192</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2015, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 1.553.051.527 (2014: USD 855.104.291).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2015, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2014: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Preferential creditors	436.777	927.802
Sundry creditors	793.848	860.695
	<u>1.230.625</u>	<u>1.788.497</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Accrued interest expenses	122.762	146.678
Accrued general expenses	2.575.482	2.531.401
Accrued commission	5.881.654	6.241.224
Other accrued expenses	16.324	467
Other suspense receipt	55.674	12.941
	<u>8.651.896</u>	<u>8.932.711</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2015, Euro weakened more against US dollars and consequently, the Bank did not account for deferred tax.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Provision for remuneration	964.145	972.228
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	57.517	0
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	2.512.372	0
	<u>3.534.034</u>	<u>972.228</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2015	3.711.797	74.089.115	22.247
Profit for the year ended December 31, 2014			19.547.993
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(19.651)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		2.884.276	(2.884.276)
- Transfer from Reserve for NWT 2009		(373.035)	373.035
- Allocation to Free reserve		17.000.000	(17.000.000)
Balance at December 31, 2015	<u>3.711.797</u>	<u>93.600.356</u>	<u>39.348</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular L. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 15.519.398 (2014: USD 13.008.157).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 27, 2015, the Bank has allocated an amount of USD 2.884.276 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2009 which amounted to USD 373.035 (EUR 260.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2015.

Years	2015	2015
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014	2.884.276	2.383.601
Balance at December 31, 2015	<u>15.519.398</u>	<u>11.861.340</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special “ On-line costs reserve ” for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special “ On-line costs ”. The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2015.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2015, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2015	2014
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.543	1.777.335.351
Shares in affiliated undertakings	8.260.895	9.174.388
Prepayments and accrued income	8.355.333	9.691.913
	<u>1.811.079.771</u>	<u>1.796.201.652</u>

LIABILITIES

	2015	2014
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.405.787.905	1.144.030.619
Amounts owed to customers	297.629.189	129.898.267
Accruals and deferred income	1.969.812	2.566.131
	<u>1.705.386.906</u>	<u>1.276.495.017</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 “ Related Party Disclosures ” which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2015 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2015, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.847.350.183 and can be analysed as follows:

	2015 USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.467
Prepayments and accrued income	1.491.010
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	51.395.706
	<u>1.847.350.183</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2015, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 1.556.640.235 (2014: USD 860.565.286).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2015 USD	2014 USD
Counter-guarantees issued	<u>556.865</u>	<u>597.989</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	2.313.443	1.033.744

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2015 and 2014:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2015	2014
	USD	USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	0	222.886
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.016	75.048
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	133.860	216.776
Adjustment for commission previous years	68.793	68.759
Other	78.402	104.277
	<u>347.071</u>	<u>687.746</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2015	2014
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	65.072	79.036
Commission previous years	115.459	2.732
Interest on previous years	4.677	0
Others operating losses	19.965	3.483
	<u>205.173</u>	<u>85.251</u>

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2015	2014
	Number	Number
Senior management	18	18
Middle management	76	63
Employees	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Senior management	<u>4.931.286</u>	<u>3.957.339</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2015 and 2014, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2015	2014
	USD	USD
Rent and related expenses	1.028.303	1.088.220
Telecommunication expenses	316.394	338.691
Professional fees	1.925.092	1.028.640
Data charges	1.310.126	1.364.404
Maintenance	857.527	951.111
Travelling, moving, business trips	260.850	219.810
Service fee	3.475.225	3.615.825
System cost	10.158.996	8.360.247
Service contracts	3.685.300	3.800.346
Other expenses	<u>1.214.178</u>	<u>1.067.576</u>
	<u>24.231.991</u>	<u>21.834.870</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2015	2014
	USD	USD
Corporate Income Tax	5.215.462	6.931.276
Municipal Business Tax	1.566.236	2.091.003
	<u>6.781.698</u>	<u>9.022.279</u>

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2015	2014
	USD	USD
Net worth tax*	23.247	25.895
VAT	644.289	714.359
Other taxes	44.695	38.145
	<u>712.231</u>	<u>778.399</u>

* This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 23.247).

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (“ the Law ”), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the “ Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg ” (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund “ Fonds de résolution Luxembourg ” (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund “ Fonds de garantie des dépôts Luxembourg ” (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2015, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2015 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 189.314 (EUR 173.587) for FRL.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	^{2 2} _{6 4} > 3 months 1 year	^{2 2} _{6 4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.041	0	0	0	1.041
Balances with the BCL	1.481.703.980	0	0	0	1.481.703.980
Loans and advances to credit institutions	1.305.152.942	804.767.000	0	0	2.109.919.942
Loans and advances to customers	368.502	0	0	0	368.502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.556	13.556
Total	<u>2.787.226.465</u>	<u>804.767.000</u>	<u>0</u>	<u>13.556</u>	<u>3.592.007.021</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.410.185.042	0	0	0	1.410.185.042
Amounts owed to customers	2.062.070.067	0	0	0	2.062.070.067
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556.865	0	0	0	556.865
Total	<u>3.472.811.974</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.472.811.974</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	> 3 months ²² ₆₄ 1 year	> 1 year ²² ₆₄ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	1.481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
Total	<u>1.669.067.497</u>	<u>635.981.900</u>	<u>0</u>	<u>15.101</u>	<u>2.305.064.498</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
<i>Off-balance sheet items disclosed as contingencies</i>					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
Total	<u>2.194.846.318</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.194.846.318</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	^{2 2} _{6 4} 3 months	^{2 2} _{6 4} > 3 months 1 year	^{2 2} _{6 4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	2.013.239.129	1.603.112	0	0	2.014.842.241	15.784.803
Swaps	1.611.373.895	8.011.462	0	0	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.624.613.024</u>	<u>9.614.574</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	2.248.328.181	1.600.907	0	0	2.249.929.088	18.816.163
Swaps	532.382.521	0	0	0	532.382.521	2.303.443
Total	<u>2.780.710.702</u>	<u>1.600.907</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.782.311.609</u>	<u>21.119.606</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months ²² _{6.4} 1 year	²² _{6.4} > 1 year ²² _{6.4} 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
Total	<u>1.900.123.350</u>	<u>27.978.350</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.928.101.700</u>	<u>19.605.700</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
<i>Foreign exchange transactions</i>						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
Total	<u>1.755.954.608</u>	<u>19.649.249</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.775.603.857</u>	<u>18.957.797</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2015 Carrying amount in USD	2014 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1.481.705.021	186.863.448
<i>EU member countries</i>	<i>1.481.705.021</i>	<i>186.863.448</i>
Loans and advances to credit institutions	2.109.919.942	2.117.559.309
<i>EU member countries</i>	<i>255.517.247</i>	<i>173.637.181</i>
<i>North & Central America</i>	<i>342.992.404</i>	<i>771.353.251</i>
<i>Asia</i>	<i>1.507.118.254</i>	<i>1.168.315.602</i>
<i>Europe, non-EU member countries</i>	<i>3.405.065</i>	<i>2.670.673</i>
<i>Australia and New Zealand</i>	<i>886.972</i>	<i>1.582.602</i>
Loans and advances to customers	368.502	626.640
<i>EU member countries</i>	<i>365.584</i>	<i>181.251</i>
<i>North & Central America</i>	<i>2.918</i>	<i>445.389</i>
Shares and other variable yield securities	13.556	15.101
<i>North & Central America</i>	<i>10.863</i>	<i>12.101</i>
<i>EU member countries</i>	<i>2.693</i>	<i>3.000</i>
Total	<u>3.592.007.021</u>	<u>2.305.064.498</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/ payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	1.366.652.545	12.240.622
<i>America</i>	647.955.936	3.542.987
<i>Asia</i>	233.760	1.194
Swaps		
<i>EU member countries</i>	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/ payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	530.258.219	1.647.715
<i>America</i>	788.394.261	23.077.972
<i>Asia</i>	16.227.232	215.698
Swaps		
<i>EU member countries</i>	593.221.988	1.689.360
Total	<u>1.928.101.700</u>	<u>26.630.745</u>

[次へ](#)

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成５年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第76条第４項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成29年３月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝112.19円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年6月30日現在

(単位 : 米ドル)

資産

		米ドル	千円
1.1	現金および中央銀行における現金残高	1,899,536,172.00	213,108,963
1.2	売買目的で保有される金融資産	51,327,462.00	5,758,428
1.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	51,327,462.00	5,758,428
1.2.2	持分証券		
1.2.3	債務証券		
1.2.4	ローンおよび貸付金		
1.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0.00	0
1.3.1	持分証券		
1.3.2	債務証券		
1.3.3	ローンおよび貸付金		
1.4	売却可能金融資産	11,888,375.00	1,333,757
1.4.1	持分証券	11,888,375.00	1,333,757
1.4.2	債務証券		
1.4.3	ローンおよび貸付金		
1.5	ローンおよび未収金(ファイナンス・リースを含む)	3,195,536,480.00	358,507,238
1.5.1	債務証券		
1.5.2	ローンおよび貸付金	3,195,536,480.00	358,507,238
1.6	満期保有目的投資	0.00	0
1.6.1	債務証券		
1.6.2	ローンおよび貸付金		
1.7	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
1.7.1	公正価値ヘッジ		
1.7.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.7.3	在外営業活動対に対する純投資のヘッジ		
1.7.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
1.7.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
1.8	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
1.9	有形資産	1,343,232.00	150,697
1.9.1	有形固定資産	1,343,232.00	150,697
1.9.2	投資不動産		
1.10	無形資産	3,743,860.00	420,024
1.10.1	のれん		
1.10.99	その他の無形資産	3,743,860.00	420,024
1.12	税金資産	124,840.00	14,006
1.12.1	当期税金資産	124,840.00	14,006
1.12.2	繰延税金資産	0.00	0
1.13	その他の資産	21,344,120.00	2,394,597
1.14	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
1.15	資産合計	5,184,844,541.00	581,687,709

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

		米ドル	千円
2.1	中央銀行からの預金		
2.2	売買目的で保有される金融負債	43,298,019.00	4,857,605
2.2.1	売買目的で保有されるデリバティブ	43,298,019.00	4,857,605
2.2.2	ショート・ポジション		
2.2.3	金融機関からの預金		
2.2.4	金融機関以外からの預金		
2.2.5	債務証書(短期間で買戻す予定の債券を含む)		
2.2.99	その他の金融負債		
2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0.00	0
2.3.1	金融機関からの預金		
2.3.2	金融機関以外からの預金		
2.3.3	債務証書(債券を含む)		
2.3.4	劣後債務		
2.3.99	その他の金融負債		
2.4	償却原価で測定される金融負債	4,949,902,146.00	555,329,522
2.4.1	金融機関からの預金	1,525,457,379.00	171,141,063
2.4.2	金融機関以外からの預金	3,424,444,767.00	384,188,458
2.4.3	債務証書(債券を含む)		
2.4.4	劣後債務		
2.4.99	その他の金融負債		
2.5	譲渡された金融資産に関連する金融負債		
2.6	デリバティブ・ヘッジ会計	0.00	0
2.6.1	公正価値ヘッジ		
2.6.2	キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.6.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ		
2.6.4	金利リスクの公正価値ヘッジ		
2.6.5	金利リスク・キャッシュ・フロー・ヘッジ		
2.7	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
2.8	引当金	274,539.00	30,801
2.8.1	再編		
2.8.2	係属中の法的問題および租税訟務	274,539.00	30,801
2.8.3	年金およびその他の退職後給付金債務		
2.8.4	ローン契約および保証		
2.8.5	有償契約		
2.8.99	その他の引当金		
2.9	税金負債	11,045,467.00	1,239,191
2.9.1	当期税金負債	11,045,467.00	1,239,191
2.9.2	繰延税金負債	0.00	0
2.10	その他の負債	15,048,412.00	1,688,281
2.11	要求払株式資本(例えば、組合株式)		
2.12	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
2.13	負債合計	5,019,568,583.00	563,145,399

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年6月30日現在

(単位:米ドル)

資本

		米ドル	千円
3.1	発行済み資本	37,117,969.00	4,164,265
3.1.1	払込資本	37,117,969.00	4,164,265
3.1.2	請求済未払込資本		
3.2	株式発行差金		
3.3	その他のエクイティ	0.00	0
3.3.1	複合金融商品のエクイティ部分		
3.3.99	その他のエクイティ商品		
3.4	再評価準備金およびその他の評価差額:	3,388,782.00	380,187
3.4.1	有形資産		
3.4.2	無形資産		
3.4.3	在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(有効部分)		
3.4.4	外貨換算		
3.4.5	キャッシュ・フロー・ヘッジ(有効部分)		
3.4.6	売却可能金融資産	3,388,782.00	380,187
3.4.7	売却目的で保有される非流動資産および売却グループ	0.00	0
3.4.99	その他の項目		
3.5	準備金(利益剰余金を含む)	110,531,939.00	12,400,578
3.6	<自己株式>		
3.7	当期利益	14,237,268.00	1,597,279
3.8	<中間配当>		
3.10	資本合計	165,275,958.00	18,542,310
3.11	負債および資本合計	5,184,844,541.00	581,687,709

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2016年6月30日に終了した期間

(単位 : 米ドル)

継続事業

		米ドル	千円
5.1	金融および営業収益および費用 (+ / -)	39,434,012.00	4,424,102
5.2	利息収益	12,948,861.00	1,452,733
5.2.1	現金および中央銀行における現金残高	2,800.00	314
5.2.2	売買目的で保有される金融資産 (区別して計上される場合)	6,627,225.00	743,508
5.2.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
5.2.4	売却可能金融資産		
5.2.5	ローンおよび未収金 (ファイナンス・リースを含む。)	6,318,836.00	708,910
5.2.6	満期保有目的投資		
5.2.7	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
5.2.99	その他の資産		
5.3	(支払利息) (-)	3,570,906.00	400,620
5.3.1	中央銀行からの預金	2,427,476.00	272,339
5.3.2	売買目的で保有される金融負債 (区別して計上される場合)	86,859.00	9,745
5.3.3	純損益を通じて公正価値で測定するものとして金融負債		
5.3.4	償却原価で測定される金融負債	1,056,571.00	118,537
5.3.5	デリバティブ - ヘッジ会計、金利リスク		
5.3.99	その他の負債		
5.4	要求払株式資本に係る費用 (-)		
5.5	受取配当 (+)	1,540,573.00	172,837
5.5.1	売買目的で保有される金融資産 (区別して計上される場合)		
5.5.2	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
5.5.3	売却可能金融資産	1,540,573.00	172,837
5.6	受取手数料 (+)	50,949,549.00	5,716,030
5.7	(支払手数料) (-)	24,944,611.00	2,798,536
5.8	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債に係る実現利益 (損失)、純額 (+ / -)	0.00	0
5.8.1	売却可能金融資産	0.00	0
5.8.2	ローンおよび未収金 (ファイナンス・リースを含む。)		
5.8.3	満期保有目的投資		
5.8.4	償却原価で測定される金融負債		
5.8.99	その他		
5.9	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益 (損失)、純額 (+ / -)	2,533,259.00	284,206
5.9.1	エクイティ商品および関連するデリバティブ		
5.9.2	金利商品および関連するデリバティブ		
5.9.3	為替取引	2,533,259.00	284,206
5.9.4	信用リスク商品および関連するデリバティブ		
5.9.5	商品および関連するデリバティブ		
5.9.99	その他 (ハイブリッド・デリバティブを含む。)		
5.10	純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および負債に係る利益 (損失)、純額 (+ / -)		
5.11	ヘッジ会計からの利益 (損失)、純額 (+ / -)		

米ドル

千円

5.12	為替差額、純額（＋／－）		
5.13	売却目的以外で保有される資産の認識の中止に係る利益（損失）、純額（＋／－）		
5.14	その他の営業収益（＋）	650,711.00	73,003
5.15	その他の営業費用（－）	673,424.00	75,551
5.16	一般管理費（－）	22,071,208.00	2,476,169
5.16.1	従業員費用（－）	9,275,931.00	1,040,667
5.16.2	一般管理費用（－）	12,795,277.00	1,435,502
5.17	減価償却（＋／－）	1,091,868.00	122,497
5.17.1	有形固定資産	190,017.00	21,318
5.17.2	投資不動産		
5.17.3	無形資産（のれんを除く）	901,851.00	101,179
5.18	引当金（＋／－）	- 2,237,832.00	- 251,062
5.19	減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1	純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損（＋／－）	0.00	0
5.19.1.1	取得原価で測定される金融資産（値付けされていないエクイティ）		
5.19.1.2	売却可能金融資産		
5.19.1.3	償却原価で測定されるローンおよび未収金（ファイナンス・リースを含む）		
5.19.1.4	償却原価で測定される満期保有目的投資証券		
5.19.2	非金融資産に係る減損、純額（＋／－）	0.00	0
5.19.2.1	有形固定資産		
5.19.2.2	投資不動産		
5.19.2.3	のれん		
5.19.2.4	その他の無形資産		
5.19.2.99	その他		
5.20	純損益で直ちに認識される負ののれん（＋）		
5.22	非継続事業の要件を満たさない売却目的保有に分類される非流動資産および処分グループからの損益（＋／－）	0.00	0
5.23	継続事業からの税引前損益合計（＋／－）	18,508,768.00	2,076,499
5.24	継続事業からの損益に関する税金費用（収入）（－／＋）	4,271,500.00	479,220
5.25	継続事業からの税引後損益合計（＋／－）	14,237,268.00	1,597,279
5.26	非継続事業からの税引後損益（＋／－）		
5.27	当期利益または損失（＋／－）	14,237,268.00	1,597,279

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

第二部 ファンド情報

第１ ファンドの状況

１ ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

< 訂正前 >

(前略)

(八) 資本金の額（平成28年12月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約43億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(二) 会社の沿革

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(八) 資本金の額（平成29年3月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約42億円）

発行済株式総数 1,002,080株（一株37.04米ドルの記名式額面株式）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成29年3月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買

相場の仲値（１米ドル＝112.19円）による。

(二) 会社の沿革

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

設立費用

< 訂正前 >

受託会社またはその適法に授權を受けた代理人が他の方法を適用することを決定した場合を除き、ファンドの設立費用は、ファンドの最初のサブ・ファンドである外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションの受益証券の当初申込期間の終了時から第5会計年度の終了時まで償却される。ただし、当該償却期間中に追加的にサブ・ファンドが設定されているため、すべてのサブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に比例して、存続期間の長さに応じて期間調整ベースでファンドの設立費用を負担する。

サブ・ファンドの設立に関する費用は、約290,000米ドルとして見積もられていた。サブ・ファンドの設立および終了、ならびにケイマン諸島の特別目的会社の設立および維持に関する費用は、サブ・ファンドにより負担される。サブ・ファンドの設立に関する費用は、5会計年度間で償却される。

サブ・ファンドの各クラスは、すべての費用、または管理会社が負担する費用を除いて、特定の一クラスまたは複数のクラス（場合による。）に帰属しないすべてのサブ・ファンドの費用の（各純資産価額ベースでの）按分金額を支払う。

（後略）

<訂正後>

ファンドの設立費用は、ファンドの最初のサブ・ファンドである外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションの受益証券の当初申込期間の終了時から第５会計年度の終了時まで償却された。当該償却期間中に追加的にサブ・ファンドが設定されたため、すべてのサブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に比例して、存続期間の長さに応じて期間調整ベースでファンドの設立費用を負担した。

サブ・ファンドの設立に関する費用は、約290,000米ドルであった。サブ・ファンドの設立および終了、ならびにケイマン諸島の特別目的会社の設立および維持に関する費用は、サブ・ファンドにより負担される。サブ・ファンドの設立に関する費用は、５会計年度間で償却された。

サブ・ファンドの各クラスは、すべての費用、または管理会社が負担する費用を除いて、特定の一クラスまたは複数のクラス（場合による。）に帰属しないすべてのサブ・ファンドの費用の（各純資産価額ベースでの）按分金額を支払う。

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

平成29年 １月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

平成29年 ４月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

５ 運用状況

（３）運用実績

純資産の推移

<訂正前>

（前略）

<米ドルクラス>

（中略）

<参考情報>

（中略）

（注）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている１口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている１口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

（後略）

<訂正後>

（前略）

<米ドルクラス>

（中略）

<参考情報>

（中略）

（注）課税前分配金再投資換算１口当たり純資産価格は、各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている１口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

（後略）

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2015年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2015年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、承認された監査法人

〔署名〕

ラファエル・シャルリエ、承認された監査人
パートナー

2016年3月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2015 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 14, 2016

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。